

西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき
- 2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。
- 4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第6条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。
- 5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。
- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(部会の設置)

第4条 審議会は、子ども・子育て支援法第72条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、審議会とは別に条例第39条の2の規定に基づき、部会を置くものとする。

(ワーキンググループの設置)

第5条 審議会は、会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、こども支援局子供支援総括室子供支援総務課において処理する。

(部会に対する準用)

第7条 第2条、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第2条第2項から第5項まで及び第3条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

様式

西宮市子ども・子育て会議 傍聴申請書

年 月 日

西宮市子ども・子育て会議

会長（部会長） 様

申請者住所：

申請者氏名：

連絡先電話：

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市子ども・子育て会議の傍聴を申請します。

※注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1) から(3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長（部会長）が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市子ども・子育て会議（確認部会含む。）の傍聴は許可されません。